

令和3年1月20日

生徒の皆さんと
保護者の皆様へ

岡山県立倉敷工業高等学校
校長 安藤 正道

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について（更新）

このことについては、県教育委員会から「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」（令和2年6月29日付け、教保健第126号）により対応しておりましたが、この度の通知（令和3年1月18日付け、教保健第306号）で出席停止の目安が変更されたことに伴い、本校でも次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

下記の事項で該当する場合がございますが、担任もしくは、学校まで御相談くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後の対応について見直す場合がありますことを申し添えます。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は、次のとおりです。

（1）児童生徒等の感染が判明した場合

（2）児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

（3）児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合

（4）児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合【新たに追加】

出席停止とする期間は、上記（1）については、保健所等が指示する日まで、（2）については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、（3）（4）については、症状がみられなくなるまでとする。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安は、次のとおりです。

（1）医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医

や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

3 提出書類について

上記1(1)～(4)と上記2(1)については、「新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)に係る欠席連絡票」を提出してください。上記2(2)については、事前に御相談いただき、場合に応じて「家庭学習願」の提出をよろしくお願いします。

また、時差通学願を希望される場合についても、事前に御相談いただき、場合に応じて「時差通学願」の提出をお願いすることがございますので、御了解くださいますようお願いいたします。

これらの書式は、学校ホームページからダウンロードすることができますが、郵送等を希望される場合は御連絡ください。

【 本件問合せ先 】

岡山県立倉敷工業高等学校

教 頭 ふじわら こうすけ
藤 原 亨 祐

副校長 しらひげ かつひろ
白 髭 克 浩

TEL (086) 422-0476

FAX (086) 422-9934